

陳情第26号	平成24年6月6日受理
付託委員会	議会運営委員会
件名	「平成24年2月23日受理による陳情第10号が市議会側の不当操作により添付資料2件を完全削除のまま審理されたが、江野澤議長が議会運営委員会に対し、当該資料を具備した同陳情を常任委員会において再審理することを、改めて指示されたい」件
陳情要旨	<p>当該第10号陳情にはもともと2件の資料が添付され、当時の議会運営委員会においては、添付資料具備のまま、総務常任委員会に回付されたことがわかっています。</p> <p>しかるところ、同陳情第10号が総務常任委員会にかけられたときには、2資料とも完全に不在として扱われていたのが事実であります。陳情者に対して事務局からの事前連絡時には、「1. 陳情本文の前半につき、個人情報と思える部分を削除してもらえないか、との要請、2. 資料における「直接的個人情報にかかわる部分の処理」については議会側にお任せ願うこと承知請う」という要請がありました。</p> <p>陳情者は1. については拒絶し、2. については議会側の善意の判断に従おう、とこたえたものです。通常、「直接的個人情報」は特定個人名を黒く塗るなどの手法がとられており、陳情者はその程度の「善意」を疑わなかったが、議長か議会運営委員会かのいずれかが故意に添付資料を完全抹消したものと理解しています。抹消に当たっては、陳情本文の「字句の無断改変」をも伴っているわけです。</p> <p>当時の総務常任委員各位は、細かい背景を伴う資料を削除したままでは同陳情書にて「問題の本質がどこにあるか」の判断を迫られる視点を持つことができない状態で、審理に向かわされたことになったわけであります。</p> <p>したがって、当該資料の完全削除は「私文書改ざん」にも当たる犯罪行為であり、「常任委員の正当な判断、審理を故意に妨げる」行為であり、かつまた「市民をして市議会への信頼を完全に失わしめるほどの悪意の裏切り」行為であります。</p> <p>市議会はこの際、この問題を軽率には扱わず、真摯に市民の信頼をつなぎとめる努力を示す必要があるとの認識を持たれるべきであります。以上をもって、</p>

「八千代市議会全体の市民に対する信義、誠意の存否を問う陳情」としますので、真剣な審理がなされることを期待する次第です。